

不妊検査等助成事業 Q & A

制度の概要（要件等）																		
1	助成の対象となる検査や治療はどのようなものになりますか。	医師が必要と認めた不妊検査及び薬物療法や人工授精等の一般不妊治療が助成対象となります。 なお、生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）、第三者を介する治療及び不育症にかかる検査及び治療は、助成対象外となります。また、婦人科検診等も対象になりません。																
2	将来の妊娠に向けて、プライダルチェックを受けました。助成の対象になりますか。	将来の妊娠に向けてヘルスチェックを行いたい、といった検診目的で受けたプライダルチェック等は対象になりません。																
3	プレコンセプションケアに係る取り組み（TOKYOプレコンゼミ）と不妊検査等助成事業とを併用して申請できますか。	実施目的がそれぞれ異なるため、併用して申請することはできません。 プレコンセプションケアで上限を超えた検査を不妊検査等助成事業へ申請したり、逆に不妊検査等助成事業で上限を超えた検査をプレコンセプションケアへ申請したりすることはできません。																
4	助成の対象となる要件はなんですか。	検査開始日までに法律婚又は事実婚の関係にあるご夫婦で、次の1から3に掲げる要件を全て満たしている方が対象です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>要件</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td><td> 【法律婚の方】 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。 </td><td>夫婦いずれかが都外在住の場合、申請者は都内在住の方としてください。</td></tr> <tr> <td> 【事実婚の方】 (1) 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。 (2) 検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないこと。 (3) 検査開始日から申請日までの間、事実婚の届出をしていること。 </td><td>(1)～(3)の要件を全て満たす方が対象です。</td></tr> <tr> <td> 住民票の続柄で事実婚であることが確認できない場合（「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がない）、下記2点を申立書（任意様式）により申告していただく必要があります。下記記載例を参考に、申立書を作成してください。 (1) 2人が事実婚関係にあること。（2人が別世帯である理由も必須記載） (2) 治療の結果出生した子について認知を行う意向があること。 </td><td>申立書の提出により助成の対象となるのは、令和3年4月1日以降に実施した検査及び治療です。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>検査開始日における妻の年齢が40歳未満であること。</td><td>夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日が基準となります。</td></tr> <tr> <td>3</td><td>助成対象期間内に保険医療機関において夫婦ともに助成対象の検査を受けていること。</td><td>夫婦いずれか一方が検査を受けただけでは助成対象になりません。</td></tr> </tbody> </table>		要件	備考	1	【法律婚の方】 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが 継続して都内に住民登録 をしていること。	夫婦いずれかが都外在住の場合、申請者は都内在住の方としてください。	【事実婚の方】 (1) 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが 継続して都内に住民登録 をしていること。 (2) 検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないこと。 (3) 検査開始日から申請日までの間、 事実婚の届出 をしていること。	(1)～(3)の要件を全て満たす方が対象です。	住民票の続柄で事実婚であることが確認できない場合（「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がない）、下記2点を申立書（任意様式）により申告していただく必要があります。下記記載例を参考に、申立書を作成してください。 (1) 2人が事実婚関係にあること。（2人が別世帯である理由も必須記載） (2) 治療の結果出生した子について認知を行う意向があること。	申立書の提出により助成の対象となるのは、 令和3年4月1日以降に実施した検査及び治療 です。	2	検査開始日における妻の年齢が 40歳未満 であること。	夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日が基準となります。	3	助成対象期間内に保険医療機関において 夫婦ともに 助成対象の検査を受けていること。	夫婦いずれか一方が検査を受けただけでは助成対象になりません。
	要件	備考																
1	【法律婚の方】 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが 継続して都内に住民登録 をしていること。	夫婦いずれかが都外在住の場合、申請者は都内在住の方としてください。																
	【事実婚の方】 (1) 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが 継続して都内に住民登録 をしていること。 (2) 検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないこと。 (3) 検査開始日から申請日までの間、 事実婚の届出 をしていること。	(1)～(3)の要件を全て満たす方が対象です。																
	住民票の続柄で事実婚であることが確認できない場合（「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がない）、下記2点を申立書（任意様式）により申告していただく必要があります。下記記載例を参考に、申立書を作成してください。 (1) 2人が事実婚関係にあること。（2人が別世帯である理由も必須記載） (2) 治療の結果出生した子について認知を行う意向があること。	申立書の提出により助成の対象となるのは、 令和3年4月1日以降に実施した検査及び治療 です。																
2	検査開始日における妻の年齢が 40歳未満 であること。	夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日が基準となります。																
3	助成対象期間内に保険医療機関において 夫婦ともに 助成対象の検査を受けていること。	夫婦いずれか一方が検査を受けただけでは助成対象になりません。																
5	夫婦が別々の日に不妊検査を受けた場合、検査開始日はどちらの検査日が基準になりますか。	夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日が基準となります。																
6	夫の年齢に制限はありますか。	ありません。																
7	申請は何回できますか。また、助成金の上限はいくらですか。	申請は、夫婦1組につき、1回に限ります。助成金の上限は5万円です。																
8	夫婦が別居していて別の道府県（外国を含む）に居住しています。東京都で申請できますか。	法律婚の方で、検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが都内に継続して住民登録をしていれば申請できます。 ※ この場合、事実婚の方は申立書を提出してください。																
9	所得の制限はありますか。	制限はありません。																
10	助成の対象期間はいつからいつまでになりますか。	検査開始日から1年間です。ただし、検査開始日から1年以内であっても、妊娠が判明した場合や生殖補助医療に移行した場合は、その段階で本事業の助成対象期間は終了します。それまでの費用について期限内に申請してください。 ※ 検査開始日から1年間とは：令和5年2月5日に検査開始の場合、令和6年2月4日までが1年間となります。																

11	医療機関の指定はありますか。	医療機関の指定は行っていません。ただし、健康保険法に定める保険医療機関又は保険薬局に限りです。 なお、都内で不妊検査及び一般不妊治療を実施している医療機関については、東京都福祉局ホームページに掲載しています（掲載に同意をいただいている医療機関に限りです。）。
12	都外の医療機関で検査を受けたのですが、助成の対象になりますか。	保険医療機関であれば、都外の医療機関でも助成の対象となります。
13	治療の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。	転院があっても助成の対象となります。ただし、申請に当たっては、不妊検査を受けた医療機関が作成した証明書（第2号様式）を必ず提出してください。
14	排卵予測日検査薬や漢方薬を購入した費用は助成の対象になりますか。	医師の処方によらない薬剤は、助成の対象とはなりません。
15	証明書（第2号様式）作成にかかった文書料は助成の対象となりますか。	証明書（第2号様式）作成にかかる文書料や入院時食事療養費など、不妊検査や一般不妊治療に直接関係のない費用は助成の対象とはなりません。
16	既に子供がいる場合でも助成の対象となりますか。	助成の対象となります。ただし、以前に自治体で助成を受けている場合には対象とはなりません。
17	第1子の妊娠に向けて不妊治療をしていました。第2子に向けて再度不妊検査を開始する場合、助成の対象になりますか。	助成の対象となります。ただし、生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を行うための検査は対象外です。また、助成回数は夫婦1組につき1回に限りです。過去に当事業の助成を受けたことがある場合は、申請できません。令和6年5月1日適用日以降に検査を開始した夫婦から適用とします。
18	不妊検査より先に一般不妊治療を行いました。この場合、助成対象期間や申請期限はいつですか。	※一般不妊治療のみで検査を受けていない場合は対象になりません。夫婦ともに助成対象の検査を受けている必要があります。 助成対象期間は、一般不妊治療の開始日から1年間となります。 申請期限についても、一般不妊治療の開始日から起算します。 令和7年4月1日から、令和6年4月2日以降に開始した一般不妊治療・検査の申請期限が変わります。以下をご確認ください。 【令和6年4月1日以前に開始した一般不妊治療・検査について】 夫婦いずれか早い日の一般不妊治療・検査開始日から起算して、1年以内に申請が必要です。 なお、一般不妊治療・検査開始日から不妊検査及び一般不妊治療に1年を要した場合には、1年を経過した日から起算して3か月以内に申請ができます。ただし、証明書（第2号様式）において、1年を超えて診療を受けていることが証明されている場合に限りです。 また、一般不妊治療・検査開始から1年の内に、妊娠が判明したり、生殖補助医療に移行した段階で助成対象期間は終了します。それまでの費用について期限内に申請してください。 【令和6年4月2日以降に開始した一般不妊治療・検査について】 令和7年4月1日以降は、夫婦いずれか早い日の一般不妊治療・検査開始日から起算して、2年以内に申請が必要です。
19	申請は、どのように行うのですか。	申請は原則電子申請をお願いいたします。 申請者が医療機関が作成する「証明書」、「住民票の写し（戸籍の附票の写し）」及び「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」等をそろえて電子申請で申請します。

申請書の書き方		
1	申請者欄は誰を記入すればよいですか。	検査開始日から申請日までの間、都内に継続して住民登録をしている方であれば、夫婦どちらでも申請者になることはできます。ただし、振込先の口座名義が申請者と同一である必要があります。
2	外国籍なのですが、申請者として通称名を使用することはできますか。	以下の条件を満たしていれば、通称名を使用することができます。 ①住民票の写しに通称名が記載されていること。 ②振込口座の名義が通称名であること。
3	申請者と配偶者が同じ印鑑で押印をしても構いませんか。	問題ありません。
4	申請額はどのように記入すればよいですか。	証明書（第2号様式）裏面の領収金額の合計が5万円を超えていれば「5万円」、5万円に満たない場合は、合計金額を記入してください。

5	申請日欄はいつの日付を記入するのですか。	申請を入力した日で結構です。 ただし、東京都では電子申請送信日を申請日として取り扱います。 ※電子申請が難しいため郵送でご申請いただいた場合は、消印日を申請日とします。
6	振込口座の指定はどの口座でもよいのですか。	指定できる振込口座は、次の条件を満たしているものに限りです。 ① 申請者の名義であること。 ② 普通口座又は貯蓄口座であること（定期口座は不可）。 ※助成金が振り込まれるまでは口座を解約しないでください。
7	振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名及び口座番号には何を記入するのですか。	振込専用の漢数字 3 桁の支店名及び 7 桁の口座番号を記入してください。不明なときは、ゆうちょ銀行の窓口にお問い合わせください。また、ゆうちょ銀行ホームページでも調べることができます。
8	申請書に記入した内容に誤りがあった場合、二重線で訂正した上で提出しても問題ありませんか。	問題ありません。

提出書類		
1	申請に必要な書類はなんですか。	医療機関が作成する証明書（第2号様式）、住民票の写し及び戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等が必要です。
2	夫婦で別々の医療機関で不妊検査を受けました。証明書（第2号様式）の作成はどこに依頼すればよいですか。	夫婦が不妊検査を受けたそれぞれの医療機関に作成を依頼してください。証明書（第2号様式）は、東京都福祉局ホームページからダウンロードしていただくか、コピーにより対応してください。
3	住民票の写しは申請者と配偶者それぞれに必要とありますが、1枚にまとめて記載されていてもよいのですか。	まとめて記載されているもので結構です。申請者及び配偶者の住所、氏名、生年月日及び続柄が記載されているものに限りです。 また、 個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
4	都内の引っ越しですが、検査開始日と申請日の住所が異なります。この場合、住民票の写しを提出すれば問題ありませんか。	都内であっても区市町村が異なる場合は、検査開始日において都内に住民登録をしていたことが確認できないため、住民票の写しと併せて戸籍の附票の写しの提出が必要です。同一区市町村内であれば、住民票の写しのみの提出で問題ありません。
5	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写しを取ってしまいました。取り直しをしなければなりませんか。	住民票の写しに記載された個人番号（マイナンバー）を黒塗りにしてから都に送付していただければ問題ありません。
6	配偶者が海外にいるため、住民票の写しが提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	海外にいることを証明するため、戸籍の附票の写しを提出してください。
7	配偶者が外国籍で海外に住んでいるため、住民票の写しも戸籍の附票の写しも提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	検査開始日から申請日までの間、海外にいることを証明する書類（在勤証明書（翻訳文添付）又は、海外で生活していることを確認できる書類（公共料金や税金の支払いなど）を提出してください。 また、日本在住であっても、大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には、在勤証明書を提出してください。
8	住民票の写しを提出すれば戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は省略できますか。	省略できません。必ず提出してください。
9	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を取り寄せたところ、除籍になっています。婚姻日と配偶者の名前が記載されているので、このまま提出してもよいのですか。	除籍後の婚姻関係が確認できないため、新たに編成された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。
10	夫婦ともに外国籍のため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）が提出できません。この場合は、何を提出すればよいのですか。	自国で発行された婚姻証明書があれば当該証明書のコピー（翻訳文添付）を提出してください。婚姻証明書がない場合には大使館等で婚姻証明書の代わりとなる書類を発行してもらってください。
11	住民票の写し（戸籍の附票の写し）と戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は古いものでもよいのですか。	申請受付日から3か月以内に発行されたものが有効です。それより古いものは使用できません。
12	領収書の添付は必要ですか。	必要ありません。

申請期限		
1	申請日はいつになりますか。	東京都では電子申請送信日を申請日として取り扱います。 ※電子申請が難しいため郵送でご申請いただいた場合は、消印日を申請日とします。
2	いつまでに申請をしなければなりませんか。	【令和6年4月1日以前に開始した検査について】 夫婦いずれか早い日の検査開始日から起算して、1年以内に申請が必要です。 (例1) 令和6年4月1日に検査を開始した場合、令和7年3月31日までに申請が必要です。 なお、検査開始日から不妊検査及び一般不妊治療に1年を要した場合には、1年を経過した日から起算して3か月以内に申請ができます。ただし、証明書(第2号様式)において、1年を超えて診療を受けていることが証明されている場合に限りです。 また、検査開始から1年の内に、妊娠が判明したり、生殖補助医療に移行した段階で助成対象期間は終了します。それまでの費用について期限内に申請してください。 (例2) 令和6年4月1日に検査を開始し、令和7年3月31日時点で不妊検査及び一般不妊治療を継続中の場合は、令和7年6月30日までに申請が必要です。 【令和6年4月2日以降に開始した検査について】 令和7年4月1日以降は、夫婦いずれか早い日の検査開始日から起算して、2年以内に申請が必要です。 (例) 令和6年4月2日に検査を開始した場合、令和8年4月1日までに申請が必要です。
3	検査開始から1年の内に妊娠が判明(または生殖補助医療に移行)しました。もう申請はできませんか。	申請期限内であれば、妊娠が判明するまで(または、生殖補助医療に移行するまで)の費用について申請することはできます。
4	一般不妊治療の継続中に、かかった費用が5万円を超えました。その時点で申請しても良いですか。	問題ありません。ただし、入院時食事療養費、差額ベッド代、文書料などは除かれますのでご注意ください。
5	生殖補助医療(体外受精・顕微授精)に移行した後、検査開始日から1年が経ちました。まだ申請はできますか。	【令和6年4月1日以前に開始した検査について】 不妊検査及び一般不妊治療に1年を要した場合のみ、1年を経過した日から3か月以内に申請ができます。助成対象期間内に生殖補助医療に移行している場合は、1年を超えての申請はできません。 【令和6年4月2日以降に開始した検査について】 令和7年4月1日以降は、夫婦いずれか早い日の検査開始日から起算して、2年以内に申請が必要です。
6	申請書類を郵送ではなく直接持ち込みたいのですが、受け付けてくれますか。	受付窓口がありませんので、申請は原則電子申請をお願いします。
7	申請書の記入内容等に誤りがあった場合や書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのですか。	申請書類に不備があった場合は、住民票の写しの住所宛てに東京都から封書で書類に不備があった旨を連絡します。提出期限(概ね1か月)を定めて必要書類の提出を依頼しますので、速やかに提出してください。期限を過ぎた場合は不承認として取り扱います。
8	申請期限に間に合いそうにありません。どうしたら良いですか。	申請にあたっては、必要書類を全て揃えていただく必要がありますが、やむを得ず一部の書類の用意が間に合わない場合は、現時点で用意できる書類を必ず申請期限までに、原則電子申請にてご提出ください。 その際、提出が遅れる旨を記入したメモを該当箇所添付してください。 書類のご用意ができ次第、LoGoフォームのマイページから、申請内容の修正(追加添付)を行ってください。

助成金の振込等		
1	申請してから助成金が振り込まれるまでどのくらいかかりますか。	書類の不備等がなければ申請書受理日から概ね3か月で承認決定通知書を発送します。そこから約1か月後に指定口座への振込みを行います。 なお、振込完了の連絡・通知等は行っておりませんので、入金通帳記入等により御自身で確認してください。
2	助成を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられますか。	医療費控除については所管の税務署にお問い合わせください。

1	不妊検査等助成事業の全般について知りたいのですが。	東京都福祉局ホームページを御確認の上、不明な点がございましたら電話でお問い合わせください。 なお、来庁されての相談は、お受けできない場合があります。
2	「不妊検査助成事業受診等証明書」はどこで入手できますか。	「不妊検査助成事業受診等証明書」は、東京都福祉局ホームページからダウンロードすることができます。 <u>東京都から直接申請者に郵送することはいたしません。</u>
3	東京都に提出した証明書（申請書）の写しが必要なのですが、送ってもらえますか。	写しの送付を希望される場合は、以下の書類をお送りください。 また、お手元に届くまでには1か月程度を見込んでください。 ① 宛先を記入し、必要な額の切手を貼付した返信用封筒（必ず切手を貼ったものをご用意ください。） ② 承認決定通知書のコピーに「写しが必要な書類の名称」をメモしたもの
4	承認決定通知書を紛失してしまいました。再交付してもらえますか。	再交付を希望される場合は、以下の書類をお送りください。 なお、お手元に届くまでには1か月から2か月程度を見込んでください。 ① 宛先を記入し、必要な額の切手を貼付した返信用封筒（必ず切手を貼ったものをご用意ください。） ② 「依頼日、再交付の理由、住所及び申請者氏名」を記入した再交付依頼書（様式任意）

事実婚関係		
1	住民票の続柄が「同居人」や「縁故者」では助成の対象になりませんか。	申立書の提出があった場合、令和3年4月1日以降の検査及び治療については助成の対象となります。申立書に、事実婚の届出を行っていない（続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がない）理由を記載してください。
2	同一住所に住民登録をしていますが、世帯分離をしています。この場合、助成の対象になりますか。	申立書の提出があった場合、令和3年4月1日以降の検査及び治療については助成の対象となります。
3	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の代わりに独身証明書の提出でも構いませんか。	検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないことを確認できないため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。
4	検査開始日の時点では事実婚で、現在は入籍しています。この場合は、助成の対象となりますか。	検査開始日に事実婚の要件を満たしていることが確認できる場合は、助成の対象となります。